

学校法人日本女子大学におけるステークホルダーからのハラスメントに関する基本方針

1. はじめに

学校法人日本女子大学は、「女性を人間として尊重し教育する」という創立者の高邁な理念に基づいて創立され、お互いの人権を尊重し、誰もが生涯を通して、学び成長し続けることができる社会の実現を目指しています。

この度、本学園で学ぶ園児・児童・生徒・学生の安心はもとより、教職員の健全な職場環境を確保するため、「学校法人日本女子大学におけるステークホルダーからのハラスメントに対する基本方針」を策定しました。

万が一、本学に対するステークホルダーからのハラスメントに該当する行為がありましたら、本方針にのっとり、教職員の尊厳を守り、健全な職場環境と教育研究環境の維持及び向上のため組織的に対応します。

2. ステークホルダーからのハラスメントの定義

本学では、「ステークホルダーからのハラスメント」について、以下の通り定義します。

- ①ステークホルダー（園児・児童・生徒・学生・受験生及びこれらの父母等・家族・保証人、卒業生、寄付者、本学主催のイベントへの参加者、施設利用者、研究連携・社会連携における関係者、取引先の関係者、近隣住民等、教育研究活動・事業活動における利害関係者全て）の言動であって、
- ②教職員が従事する職務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより
- ③教職員の就業環境が害されるもの

上記①②③の要素をすべて満たすものをいう。

3. 対象となる行為の例

具体的には、以下のような行為を指します。あくまで例示であり、これらに限られるものではありません。

- ・ 正当な理由がない過度な要求、暴言その他の不当な行為
- ・ 身体的な攻撃（暴力、傷害等）
- ・ 精神的な攻撃（脅迫、中傷、侮辱、暴言、名誉毀損等）
- ・ 威圧的な言動（声を荒げる、にらむ、話しながら物を叩く等）
- ・ 過度な謝罪要求（土下座等）
- ・ 継続的、執拗な言動（厳しい叱責を繰り返す、繰り返しの電話等）
- ・ 拘束的な言動（長時間の居座り、電話等）
- ・ 差別的、性的な言動

- ・個人への攻撃や嫌がらせ（SNS 等における中傷、画像等を許可なく公開すること等）

4. ハラスメントへの対応方針

ステークホルダーからのハラスメントの対象となる行為、またはそれに類する同等の行為と本学が判断した場合は、学園関係者を守るために、以後の対応をお断りさせていただくことがあります。また、特に悪質と判断した場合には、警察・弁護士等のしかるべき機関と連携し、厳正に対処します。